

Deloitte Tohmatsu Innovation Park イベントスペース利用規約

第1条（目的）

デロイト トーマツ グループ合同会社（以下、「貸出者」といいます。）は、本施設内のイベントスペースを利用者に貸し出し、イノベーション創出の場として活用していただくにあたり、利用者に本件スペースを円滑かつ適正に利用していただくために、本利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

なお、Deloitte Tohmatsu Innovation Park 利用規約（以下、「会員規約」といいます。）において定義された各用語の意味は、本規約で別段の定めのない限り、本規約においても同一の意味を有するものとします。また、本契約に関する条件は、本規約の記載によるほか、会員規約記載の内容によることを確認します。

第2条（定義）

1. 「利用者」の定義

利用者とは、会員規約に基づく会員のうち本件スペースを借り受ける者または借り受けようとする者をいいます。

2. 「本件スペース」の定義

本件スペースとは、本施設内のイベントスペースのうち貸出者が利用者への貸し出し対象として指定したスペースをいい、詳細は別表に定めるものとします。

3. 「本契約」の定義

本契約とは、本規約に基づき貸出者が本件スペースを利用者に貸し出し、利用者がこれを借り受ける契約をいいます。

4. 「申請書」

申請書とは、利用者が本契約の予約申し込みを行う際に使用される、貸出者所定の書面（「利用申請書」）のことをいいます。

5. 「ネットワーク・ファーム」の定義

ネットワーク・ファームとは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）および有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク（日本公認会計士協会倫理規則の定義によります。）内のネットワーク・ファーム（日本公認会計士協会倫理規則の定義によります。）をいいます。

6. 「利用料金」の定義

利用料金とは、本件スペースの利用に係る料金をいい、貸出者により別途定められるものとします。

7. 「本件イベント」の定義

本件イベントとは、本件スペースで実施される、利用者が主催または共催するイベントをいいます。

第3条（本規約等の追加変更）

1. 貸出者は、次の各号に掲げる場合には、貸出者の裁量で本規約および諸規定を随時変更できるものとします。

- ① 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 貸出者は、前項に基づく本規約および諸規定の変更にあたり、変更内容および変更の効力発生日をWEB サイト（<https://park.deloitte.jp/>）等で告知します。
3. WEB サイト等に変更後の本規約および諸規定を掲載した後に、本件スペースの利用申請を行った利用者は、当該変更に同意したものとみなします。

第4条（本契約の申込み）

- 利用者は、本件スペースの利用を貸出者へ申請するにあたり、申請書に必要事項を記入し、本件スペースの利用開始日（以下、「利用開始日」といいます。）の2週間前までに貸出者へ提出するものとします。
- 貸出者は、利用者から申請書の提出を受けた後、当該申請を受理しない場合を除き、利用開始日 2週間前までに利用者に対して承諾を行うものとします。

第5条（利用料金の支払い、本契約の成立）

- 利用者は、本契約の利用料金を、利用月の翌月末までに貸出者の指定する口座へ振込にて支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は利用者負担とします。
- 前項に基づく利用者による利用料金の支払い完了をもって、本契約が成立したるものとします。

第6条（利用目的）

- 利用者は、第1条の目的に沿って本件イベントを実施するため（以下、「利用目的」といいます。）に本件スペースを利用するものとし、当該利用目的および申請書に記載した内容以外の用途で本件スペースを使用しないものとします。
- 本件イベントは、原則として会員向けに実施されるものとします。利用者は、本件イベントに参加する者に会員以外の者が含まれる場合には、原則として第4条による申請書の提出以前にその旨を貸出者に申告し、貸出者の指定する手続きを経なければならないものとします。
- 利用者は、本件スペースの利用可否の最終的な決定権は貸出者が有することを確認します。貸出者による審査の結果、利用をお断りした場合であっても、利用者は貸出者に対して一切のクレームや責任追及を行わないものとします。また、貸出者は利用者に対して当該審査の内容等を開示する義務を負わないものとします。

第7条（利用にあたっての注意事項）

- 利用者は、本規約および会員規約の定めを遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件スペースを利用するものとします。
- 利用者は、本規約および会員規約の定めを本件イベントの参加者（本件イベントに関連して本施設に立ち入る者のうち、貸出者やその関係者、次項の作業員等以外の者をいいます。）にも遵守させるものとし、本契約に関連する当該参加者の行為について責任を負うものとします。
- 本契約に関連して、利用者および本件イベントの参加者以外に作業員等の関係者（以下、「作業員等」といいます。）が本施設に立ち入る場合は、利用者は作業員等に対しても本規約、会員規約および関係法令等を遵守させるものとし、作業員等を管理・監督するものとします。また、利用者は本契約に関連する事業者等の行為について責任を負うものとします。
- 本契約で定められた利用時間には、搬入・搬出、準備や後片付けの時間も含むものとします。利用者は利用時間内に第13条の原状回復および引き渡しを完了させるものとします。
- 利用者は、ゴミを適切に分別して指定の場所に廃棄するか持ち帰っていただくものとします。
- 本施設に設置された什器、備品、設備等は適切にご使用ください。利用者、本件イベントの参加者または作業員等による故意または過失による破損、毀損が確認された場合には、修理・交換等にかかる費用は、利用者の負担とします。
- 本建物内の指定の喫煙場所以外での喫煙（建物内外の共用部分および本施設は全て禁煙となります。）は、お断りいたします。本件イベント参加者および作業員等に対しても、利用者の責任において遵守させていただきようお願いいたします。
- 自動車、オートバイ、自転車等を指定場所以外に駐車させること、本建物周辺の駐車禁止区域への路上駐車、歩道部への駐輪等は、お断りいたします。本件イベントの参加者および作業員等に対しても、利用者の責任において遵守させていただきようお願いいたします。
- 利用者は、本施設を利用する他の方の迷惑とならないよう、本件イベントの参加者の整理・誘導、事故防止等を行っていただくようお願いいたします。
- 利用者は、本件イベントに先立って、本施設内の非常口や消火器の位置、避難経路、避難誘導方法をあらかじめご確認いただくようお願いいたします。
- 災害発生時等、緊急・不測の事態が発生した場合には、貸出者および本建物管理者の指示に従っていただくようお願いいたします。
- 本件イベントの実施に関連して、本規約に定める以外に届出や許可申請等（法令等の定めによるものを含みますが、これに限りません。）が必要な場合は、利用者の責任において対応いただくものとします。

第8条（禁止事項）

- 利用者は、本件イベントの実施に関して貸出者またはネットワーク・ファームから協力、協賛、後援等を受けているか、または、本件イベントを貸出者またはネットワーク・ファームが主催または共催している（以下、これらを合わせて「協力等」といいます。）場合を除いて、本件イベントに関連して貸出者から協力等を受けているかのような誤認を第三者に与える恐れのある行為はできません。
- 利用者は、本件スペースの利用権の全部または一部を第三者へ譲渡または転貸することはできません。
- 利用者は、以下の各号に該当するイベントを実施することはできません。
 - ① 内容、目的が不明確なもの

- ② 貸出者および第三者を誹謗、中傷または名誉を傷つける恐れのあるもの
- ③ 本施設内での暴力行為等、貸出者または第三者に対する迷惑行為を含むもの
- ④ 違法行為、公序良俗に反する行為を含む恐れのあるもの
- ⑤ 公営競技（競馬、競輪等）布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、強引な勧誘、長時間にわたる勧誘等の悪質な勧誘する行為を含むもの
- ⑥ ネットワークビジネス・ねずみ講・マルチ商法等にあたる事業に関する行為を含むもの
- ⑦ 本件イベントの参加者が反社会的勢力である、または、反社会的勢力の活動を助長もしくは反社会的勢力の運営に資する恐れのあるもの
- ⑧ 会員規約または本規約に違反する行為を含むもの
- ⑨ その他貸出者が管理・運営上、不適切と判断するもの

第9条（利用者による本契約のキャンセル）

- 利用者は、本契約の成立後、利用者の都合により本契約をキャンセルする場合（本件スペースの区画変更、日時変更を含みます。）、「貸出者の指定する方法で貸出者へ通知するもの」とします。なおこの場合、利用者は、利用開始日を起算日として下記の通りキャンセル料の支払義務を負うものとします。

利用開始日まで 31 日以上	：キャンセルする本件スペースの利用料金の 50%
利用開始日まで 30 日以下	：キャンセルする本件スペースの利用料金の 100%
- 前項において、利用者から貸出者に支払い済みの利用料金がある場合には、貸出者は、当該利用料金から前項のキャンセル料を差し引いた金額を利用者への返金または残額の支払請求を行うものとします。なお、支払いにかかる手数料は利用者負担とします。
- 前二項に定める他、第 1 項において利用者が貸出者へ通知を行った時点までに本契約に関連して貸出者発生していた実費がある場合、利用者は当該実費の支払義務を負うものとし、その支払方法については貸出者の指示に従うものとします。

第10条（利用者による本契約の内容変更）

- 第 9 条第 1 項に定める他に、利用者が、本契約の成立後、利用者の都合により本契約の内容を変更する場合（申請書記載内容の追加や修正、その他貸出者との間で取り決めた事項に関する変更を含みます。）、「貸出者の指定する方法で貸出者へ通知するもの」とします。
- 前項において、貸出者が変更内容を審査し、本契約を継続することが困難な事由が存在すると判断した場合には、貸出者は利用者と協議を行うものとし、当該協議によっても解決が図れなかった場合には、貸出者は本契約を終了することができるものとします。ただし、当該事由の性質上、協議による解決を図ることが望ましくない場合（法令等に違反するおそれがある場合を含みますが、これに限りません。）には、貸出者は利用者への通知をもって本契約を終了することができるものとします。本項に基づき本契約が終了した場合、前条の定めに従うものとします。なお、利用者は貸出者による本契約の終了に対して一切のクレームや責任追及を行わないものとし、また、貸出者は利用者に対して当該審査の内容等を開示する義務を負わないものとします。

第11条（本契約の終了）

- 本契約は、以下の各号に該当する場合には、催告その他の手続を要しないで当然に終了するものとします。
 - ① 本件スペースが火災その他の災害で大破または滅失したとき
 - ② 前号に定める他、本件スペースの全部または一部が使用できないとき
 - ③ 利用者が会員規約に基づく会員資格を失ったとき
 - ④ 利用者が会員規約または本規約の定めに従反したとき
- 前項第 1 号または第 2 号に該当する場合、利用者の利用料等支払義務は発生しないものとします。
- 第 1 項の定めにより本契約が終了した場合でも、貸出者の責めに帰すべき事由がない限り、本契約の終了によって生じた損害について貸出者は責任を負わないものとします。

第12条（原状回復、損害賠償義務）

利用者の責めに帰すべき事由により本件スペースを汚損、破損もしくは滅失したとき、または、貸出者の承諾なしに本件スペースの原状を変更したときは、利用者は速やかにこれを原状に回復し、または損害を賠償するものとします。

第13条（利用終了時の原状回復義務）

利用者は、本件スペースの利用終了に際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし貸出者の承諾なしに造作加工したものがあれば、すべてこれを原状に復した上で、貸出者の立会いを求め、本件スペースの引渡しをするものとします。

第14条（利用終了後の精算）

本件スペースの利用に伴って、利用者が第 5 条に基づき支払い済みの利用料金の他に、実費（警備員の出勤が発生した場合の当該出勤にかかる費用等を含みます。）が発生した場合は、利用者は当該実費の支払義務を負うものとし、その支払方法については貸出者の指示に従うものとします。

第15条（秘密保持）

- 貸出者は、本契約に関連して利用者から開示・提供された情報および本契約の履行の過程で知り得た情報（利用者の顧客その他の取引先に係る情報を含み、以下これらを合わせて「秘密情報」といいます。）について知得した時から 1 年間秘密を保持する義務を負い、事前に利用者の書面による承諾なく、第三者に対して開示又は漏洩しないものとします。また、貸出者は秘密情報を本契約の履行のため以外に使用しないものとします。
- 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - ① 貸出者が受領した時点で、既に公知であった情報
 - ② 貸出者の責めによらないで公知となった情報
 - ③ 貸出者が第三者から適法に入手した情報
 - ④ 本契約に違反することなく貸出者が既に保有していた情報
 - ⑤ 本契約に違反することなく、または本契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づいて、貸出者が独自に入手又は開発した情報
- 貸出者は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示することができるものとします。
- 第 1 項および第 3 項の定めにかかわらず、法令または司法もしくは行政当局等の命令等により開示が義務付けられた場合において、貸出者が当該法令または命令等に従って秘密情報を開示する場合には秘密情報を開示できるものとします。
- 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の定めが本条に優先して適用されるものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

- 貸出者は、利用者から提供される個人情報（以下、「当該個人情報」といいます。）を、漏えい、盗用、改ざんしてはならず、かつ本契約の目的以外に利用せず、法律等に従って適正に取扱うものとします。また、貸出者は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならぬものとします。
- 貸出者は、利用者から求めがあった場合、当該個人情報の管理状況について利用者に対して報告しなければならないものとします。また、利用者は、当該個人情報の取扱いの委託につき、個人情報の保護に関する法律の定めにより委託先に対する監督を行う必要があると認めるときは、当該個人情報の管理状況について監督するため、必要な調査を行うことができるものとします。
- 貸出者は、本条に違反する事態が発生し、または発生するおそれのあることを知った場合には、速やかに利用者に対して報告し、その対応について協議するものとします。

第17条（損害賠償）

利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、貸出者に損害を被らせた場合、当該損害を賠償するものとします。

第18条（準拠法および合意管轄）

- 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 本規約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（存続条項）

本規約が終了した場合でも、第 6 条第 3 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項および第 3 項、第 12 条、第 14 条乃至本条については、その後も有効に存続するものとします。

別表（本件スペース）

対象施設名	利用可能時間	定員	備考
Room A	平日の8:00～23:00	165名	区分別けの利用も可能
Room D	平日の8:00～23:00	最大300名	定員は300名と定めているものの、215名程度を推奨
Room H	平日の8:00～23:00	最大160名	定員は160名と定めているものの、100名程度を推奨

最終改訂日：2024年6月1日